

1 淀川水系における 水資源開発基本計画

[平成6年1月28日 閣議決定]
[平成6年2月 2日 総理府告示第3号]



淀川水系における
水資源開発基本計画

平成6年1月28日 閣議決定

平成6年2月2日 総理府告示第3号

国 土 庁

(参考)

閣議決定 年月日	総理府告示		内 容
	年月日	番号	
昭和 37. 4. 27	昭和 37. 4. 30	第 12 号	水系指定
37. 8. 17	37. 8. 20	第 31 号	計画決定（高山ダム、長柄可動堰）
39. 10. 16	39. 10. 19	第 39 号	一部変更（青蓮寺ダムの追加）
41. 7. 19	41. 7. 22	第 28 号	一部変更（正蓮寺川利水、室生ダムの追加、高山ダムの工期延長）
43. 6. 18	43. 6. 20	第 17 号	一部変更（一庫ダムの追加、高山ダム、正蓮寺川利水の事業費改訂）
47. 9. 19	47. 9. 21	第 45 号	全部変更（水需給計画の決定、室生ダム、一庫ダム、琵琶湖開発、日吉ダム、比奈知ダム）
51. 1. 13	51. 1. 16	第 3 号	一部変更（布目ダムの追加）
57. 8. 3	57. 8. 9	第 31 号	全部変更（水需給計画の決定、一庫ダム、琵琶湖開発、日吉ダム、比奈知ダム、布目ダム、川上ダム、大戸川ダム、高時川ダム、猪名川水利用高度化、日野川土地改良、宇治山城土地改良、大和高原北部土地改良、大和高原南部土地改良、その他）
平成 4. 8. 4	平成 4. 8. 5	第 16 号	全部変更（水需給計画の決定、琵琶湖開発、日吉ダム、比奈知ダム、布目ダム、川上ダム、大戸川ダム、丹生ダム、猪名川総合開発、天ヶ瀬ダム再開発、日野川土地改良、宇治山城土地改良、大和高原北部土地改良、その他）
6. 1. 28	6. 2. 2	第 3 号	一部変更（丹生ダムの事業主体変更、比奈知ダムへの発電参加）

淀川水系における水資源開発基本計画

1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標

この水系に各種用水を依存する見込みの三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の諸地域に対する21世紀の初頭に向けての水需要の見通し及び供給の目標については、経済社会の諸動向並びに水資源開発の多目的性、長期性及び適地の希少性に配慮しつつ、この水系及び関連水系における今後の計画的整備のための調査を待って、順次具体化するものとするが、平成3年度から平成12年度までを目途とする水の用途別の需要の見通し及びより長期的な見通し並びにこれらを踏まえた供給の目標は、おおむね次のとおりである。

(1) 水の用途別の需要の見通し

平成3年度から平成12年度までを目途とする水の用途別の需要の見通しは、計画的な生活・産業基盤の整備、地盤沈下対策としての地下水の転換、不安定な取水の安定化、合理的な水利用、この水系に係る供給可能量等を考慮し、おおむね次のとおりとする。

水道用水については、この水系の流域内の諸地域並びに流域外の大坂府、兵庫県及び奈良県の一部の地域における水道整備に伴う必要水量の見込みは、毎秒約42立方メートルである。

工業用水については、この水系の流域内の諸地域並びに流域外の大坂府及び兵庫県の一部の地域における工業用水道整備に伴う必要水量の見込みは、毎秒約10立方メートルである。

農業用水については、この水系の流域内の諸地域における農業基盤の整備その他農業近代化施策の実施に伴う必要水量の見込みは、毎秒約9立方メートルである。

また、平成13年度以降においても、さらに必要水量が発生する見込みである。

(2) 供給の目標

これらの需要に対処するための供給の目標は、平成12年度において毎秒約60立方メートルとし、併せて平成13年度以降の需要の発生に対処するため計画的な水資源開発を推進するものとする。

このため2に掲げるダム、湖沼水位調節施設その他の水資源の開発又は利用のための施設の建設を促進するとともに、下水処理水の再生利用等水利用の合理化を図る措置を講ずるものとする。さらに、新たな上流ダム群等の開発及び利用の合理化のための調査を推進し、その具体化を図るものとする。

なお、滋賀県が必要とする水量のうち琵琶湖から取水する量の見込みは、水道用水毎秒約2立方メートル、工業用水毎秒約1立方メートル及び琵琶湖周辺の既存の農地で必要とする

農業用水毎秒約6立方メートルであり、これらの利用に当たっては、合理的な利用と水源の水質保全に努めるものとする。

2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項

上記の供給の目標を達成するため必要な施設のうち、取りあえず、平成12年度における新規利水量毎秒約49立方メートルの確保及び平成13年度以降発生する需要への計画的な対処を目指として、次の施設の建設を行う。

(1) 琵琶湖開発事業

事業目的 この事業は、琵琶湖総合開発計画の一環として実施するもので、洪水防御の用に資するとともに、大阪府及び兵庫県の水道用水及び工業用水を確保するものとする。

なお、この事業の実施に当たっては、琵琶湖の水位変動に伴う水産業等に及ぼす影響について十分配慮するものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 琵琶湖及び淀川

利水のための基本的事項 利用低水位は、琵琶湖基準水位ー1.5メートル、新規に開発する水量は毎秒約40立方メートルとする。

ただし、琵琶湖総合開発計画の各事業の施行及び補償等については、非常渇水時の処置に万全を期し得るよう措置するものとする。

予定期 昭和43年度から平成8年度まで

ただし、概成は平成3年度

(2) 日吉ダム建設事業

事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、京都府、大阪府及び兵庫県の水道用水を確保するものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 桂川

新規利水容量 約15,000千立方メートル

(有効貯水容量約58,000千立方メートル)

予定期 昭和46年度から平成9年度まで

(3) 比奈知ダム建設事業

事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、三重県、京都府及び奈良県の水道用水を確保するものとする。

なお、比奈知ダムは発電の用にも併せ供するものとする。

事 業 主 体 水資源開発公団

なお、この事業の発電に係る分については、別に三重県から委託を受ける予定である。

河 川 名 名張川

新規利水容量 約 7,000 千立方メートル

(有効貯水容量約 18,400 千立方メートル)

予 定 工 期 昭和 47 年度から平成 10 年度まで

(4) 布目ダム建設事業

事 業 目 的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、奈良県の水道用水を確保するものとする。

事 業 主 体 水資源開発公団

河 川 名 布目川

新規利水容量 約 10,000 千立方メートル

(有効貯水容量約 15,400 千立方メートル)

予 定 工 期 昭和 50 年度から平成 11 年度まで

ただし、概成は平成 3 年度

(5) 川上ダム建設事業

事 業 目 的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、三重県、兵庫県及び奈良県の水道用水を確保するものとする。

事 業 主 体 水資源開発公団

河 川 名 前深瀬川

新規利水容量 約 13,700 千立方メートル

(有効貯水容量約 31,200 千立方メートル)

予 定 工 期 昭和 56 年度から平成 16 年度まで

(6) 大戸川ダム建設事業

事 業 目 的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、滋賀県、京都府及び大阪府の水道用水を確保するものとする。

なお、大戸川ダムは発電の用にも併せ供するものとする。

事 業 主 体 建設省

河 川 名 大戸川

新規利水容量 約 4,890 千立方メートル

(有効貯水容量約 27,600 千立方メートル)

予 定 工 期 昭和 53 年度から平成 13 年度まで

(7) 丹生ダム建設事業

事 業 目 的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給を含む）を図るとともに、京都府、大阪府及び兵庫県の水道用水を確保するものとする。

事 業 主 体 水資源開発公団

なお、この事業は建設大臣が現在施行中のものを承継するものである。

河 川 名 高時川

新規利水容量 約 61,000 千立方メートル

(有効貯水容量約 143,000 千立方メートル)

予 定 工 期 昭和 55 年度から平成 12 年度まで

(8) 猪名川総合開発事業

事 業 目 的 この事業は、余野川ダム及び下水処理水を河川水とあいまって高度に利用するための河川浄化施設を建設することにより、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、大阪府及び兵庫県の水道用水を確保するものとする。

事 業 主 体 建設省

河 川 名 猪名川

余野川ダム 約 6,600 千立方メートル

新規利水容量 (有効貯水容量約 17,000 千立方メートル)

予 定 工 期 昭和 55 年度から平成 11 年度まで

(9) 天ヶ瀬ダム再開発事業

事 業 目 的 この事業は、既設の施設の一部を改築して、洪水調節の機能の増強を図るとともに、京都府の水道用水を確保するものとする。

なお、天ヶ瀬ダム再開発事業においては、揚水発電機能の増強も併せ図るものとする。

事 業 主 体 建設省

河 川 名 宇治川

新規利水容量 約 1,540 千立方メートル

(有効貯水容量約 20,000 千立方メートル)

予 定 工 期 平成元年度から

(10) 日野川土地改良事業

事業目的 この事業は、蔵王ダム、取水施設、水路等を建設することにより、滋賀県の日野川地区の農地に対し必要な農業用水の確保及び補給を行うものとする。

事業主体 農林水産省

河川名 日野川

蔵王ダム 約4,600千立方メートル
新規利水容量 (有効貯水容量約4,600千立方メートル)

予定期 昭和49年度から平成6年度まで

(11) 宇治山城土地改良事業

事業目的 この事業は、和束ダム、取水施設、水路等を建設することにより、京都府の宇治山城地区の農地に対し必要な農業用水の確保及び補給を行うものとする。

事業主体 農林水産省

河川名 和束川

和束ダム 約5,050千立方メートル
新規利水容量 (有効貯水容量約5,050千立方メートル)

予定期 昭和56年度から

(12) 大和高原北部土地改良事業

事業目的 この事業は、上津ダム、取水施設、水路等を建設することにより、奈良県の大和高原北部地区の農地に対し必要な農業用水の確保及び補給を行ふものとする。

また、上津ダムは、この地区等の水道用水も併せ確保するものとする。

事業主体 農林水産省

なお、水道用水に係る分については、別に委託を受けるものとする。

河川名 邁瀬川

上津ダム 約5,120千立方メートル
新規利水容量 (有効貯水容量約5,120千立方メートル)

予定期 昭和49年度から平成9年度まで

(13) その他事業

上記の各事業のほか、河川総合開発事業として安威川ダム建設事業（事業主体：大阪府）を、土地改良事業として愛知川土地改良事業（事業主体：滋賀県）及び大字陀西部土地改良